

就 学 援 助 制 度 に つ い て

保護者各位

刈谷市教育委員会

刈谷市在住で小中学校に就学する児童生徒の保護者で、経済的に困窮し、子どもを就学させることが困難な方に対し、「学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条」の規定に基づき、刈谷市教育委員会は、就学に必要な費用の援助を行っています。

住在刈谷市，立中小学校对在学儿童和保护者们，在经济困难和孩子上学困难的情况下，依据「学校教育法（昭和22年法律第22号）第19条的规定基准，刈谷市教育委员会，将实施上学必要的援助费用。

下記の認定基準により審査を行い、認定されますと、学用品費、校外活動費、修学旅行費、学校給食費等の援助が受けられます。

如下认定基准进行审查，一旦认定，将获得学用品费，校外活动费，修学旅行费，学校伙食费的援助。

新たに援助を希望する保護者は、お子さんの通学する小中学校等へ就学援助費受給申請書を提出してください。（就学援助費受給申請書兼世帯票は各学校または学校教育課で受け取ることができます。）

新的希望援助的保护者们，在孩子们上学的中小学校里提出申请，（就学援助费受给申请书兼世帯票可在各个学校和学校教育课领取）。

認定基準 认定标准

要保護

- ・現に生活保護法に基づく保護を受けている方

按照生活保护法，现在接受生活保护的人。

準要保護

- ・生活保護の停止または廃止を受けた方
生活保护停止或被废止的人。
- ・市県民税の非課税または減免の処置を受けている方
市县民税接受减免或非课税的人。
- ・国民年金の掛け金の減免を受けている方
接受国民年金的费用减免的人。
- ・国民健康保険税の減免を受けている方
接受国民健康保险费减免的人。
- ・児童扶養手当法に基づく児童扶養手当の支給を受けている方
按照儿童抚养法规定，接受儿童抚养金的人。
- ・その他の理由で経済的に困りの方
其他理由经济困难的人

(保護者の合計所得金額が、所得基準額に満たない方)

(保护者全员总所得的费用，所得基准额不满的人)

所得基準額

世帯人数 <u>家族人数</u>	保護者の合計所得金額 <u>保护者全员总所得金额</u>
2人	2, 706, 000円
3人	3, 124, 000円
4人	3, 542, 000円
5人	3, 960, 000円
6人	4, 378, 000円

※この表はあくまでも目安です。家族構成や個別の状況により異なります。

此表仅供参考。实际的金额根据家族构成和个别的状况而异。

【参考】

2025 年度就学援助費支給単価（年額）一覧表（2025 年 4.1）

費 用	対 象 者		2025 年度単価
新入学児童生徒学用品費 (1 学期分に支給)	小学校 新 1 年生		5 7, 0 6 0 円
	中学校 新 1 年生		6 3, 0 0 0 円
学用品通学用品費 (学期ごとに分割支給)	小学校	1 年生	1 1, 6 3 0 円
		2 ～ 6 年生	1 3, 9 0 0 円
	中学校	1 年生	2 2, 7 3 0 円
		2、3 年生	2 5, 0 0 0 円
修学旅行費 (実施学期分に支給)	小学校	準要保護児童	実費
		要保護児童	実費
	中学校	準要保護生徒	実費
		要保護生徒	実費
校外活動費 【宿泊を伴わないもの】 (実施学期分に支給)	小学校	1 ～ 6 年生	実費（上限 1, 6 0 0 円）
	中学校	1 ～ 3 年生	実費（上限 2, 3 1 0 円）
校外活動費 【宿泊を伴うもの】 (実施学期分に支給)	小学校	1 ～ 6 年生	実費（上限 3, 6 9 0 円）
	中学校	1 ～ 3 年生	実費（上限 6, 2 1 0 円）
学校給食費 (認定日から全額補助)	小学校	1 ～ 6 年生	1 食 2 5 0 円
	中学校	1 ～ 3 年生	1 食 2 8 0 円

※支給対象期間は、前年度に申請の場合は 4 月初日から、当該年度に新規申請の場合は認定日以降になります。

※支給対象期間，上一个年度申請時，从 4 月初日开始支給，当年新申请时，将从认定日以后支給。

➤ 上記の就学援助費支給単価は、令和 7 年度分ですので、令和 8 年 4 月 1 日以降に支給する就学援助費の単価に変更が生じることがあります。

以上就学援助費用支給の単価は 2025 年度分的，2026 年 4 月 1 日以后的支給有可能就学援助費用単価发生变更。

- 申請受付及び認定審査は、年度単位で行います。

申請接待審査認定以年为单位，按年度实施。

- 支給時期

1 学期分は 9 月末、2 学期分は 1 月末、3 学期分は 3 月末に支給します。

支給时间

1 学期分是 9 月末，2 学期分是 1 月末，3 学期分是 3 月末支給。